

## 泉南市地域生活支援事業に係る事業者の登録取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく、移動支援事業及び日中一時支援事業（以下「事業」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 事業者の登録は、事業を行う者の届出により、事業を実施する事業所ごとに行う。

(登録の要件等)

第3条 市長は、別表1に掲げる要件を満たすときに、事業者として登録する。

(登録事業者に係る登録の届出)

第4条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業事業者登録届出書（様式第1号）及び地域生活支援事業事業者登録誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 移動支援事業については、指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けていることを証する書類及び移動支援事業従事者研修受講調書（様式3号）

(2) 日中一時支援事業については、指定障害福祉サービス事業者等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、若しくは指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の指定を受けていることを証する書類

2 市長は、前項の規定により登録事業者として登録を行ったときは、地域生活支援事業事業者登録通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の登録を行ったときは、地域生活支援事業事業者登録簿（様式第5号）に記載するものとする。

(変更の届出)

第5条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに地域生活支援事業事業者登録事項変更届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し又は再開するときは、速やかに地域生活支援事業事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(登録事業者の登録の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者に係る登録を取り消すものとする。

(1) 法における指定障害福祉サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者等の指定が取消されたとき。

(2) 障害者地域生活支援事業給付費の請求に関し不正があったとき。

(3) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業員その他の事業を担当する者が、第14条第2項の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する

質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による指導監査に協力せず、又は同項に規定する必要な改善を行わないとき。

(4) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、地域生活支援事業事業者登録取消通知書（様式第8号）により当該取消を受けた登録事業者に対して通知するものとする。

（移動支援事業従事者の要件）

第7条 移動支援事業に従事する者は、別表2の対象者の区分に応じて、同表に定める従事者資格の何れかを有していなければならない。

（給付費の代理受領）

第8条 第4条第3項の規定により登録を受けた登録事業者は、支給決定障害者等が、当該登録事業者によりサービスを受給したときは、当該支給決定障害者等からの委任に基づき、当該支給決定障害者等が支払うべきサービスに要した費用について、事業に係る給付費（以下「給付費」という。）として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けるものとする。

2 前項に規定による給付費の支払いがあったときは、支給決定障害者等に対し給付費の支給があったものとみなす。

（利用者負担額の受領）

第9条 登録事業者は、その提供したサービスについて、第8条の規定に基づき当該サービス受給である支給決定障害者等に代わり給付費の支払を受ける場合は、当該支給決定障害者等から当該サービスに係る利用者負担として、規則に定める自己負担額の支払を受けるものとする。

（領収証）

第10条 登録事業者は、前条に規定する利用者負担額につき、その支払を受ける際、当該支払をした支給決定障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

（審査及び支払）

第11条 市長は、登録事業者からの給付費の請求書の提出があったときは、内容を審査したうえで支払うものとする。

（返還）

第12条 市長は、給付費の受領委任払い制度によりの支払いを受けた事業者が、偽りその他不正の手段により給付費の支払いを受けたときは、給付費の全部又は一部を返還させることができる。

（登録事業者の義務）

第13条 登録事業者は、支給決定障害者等の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に利用者の立場に立ってこれを提供するよう努めなければならない。

（調査及び指導）

第14条 登録事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、その提供したサービスに関し、泉南市地域生活支援事業に係るサービス提供事業者指導実施要綱（平成29年4月1日制定）の規定により、市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要

な改善を行わなければならない。

(運営規程)

第15条 登録事業者は、登録事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) サービスの内容及び利用者等から受領する費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の泉南市地域生活支援事業に係る事業者の登録取扱要綱第3条の規定により登録されている事業者は、改正後の泉南市地域生活支援事業に係る事業者の登録取扱要綱第3条の規定により登録された事業者とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。